

「過疎法」の概要

- 「過疎法」については、過疎地域の持続的発展を図ることなどを目的に、昭和45年以来、議員立法として五次にわたり制定されてきた。直近では、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」(令和12年度までの時限立法)が令和3年4月に施行されている。
- 過疎対策の推進に当たっては、**県が策定する「過疎地域持続的発展方針(以下、「県方針」)**」、県及び市町村が策定する「過疎地域持続的発展計画(以下、「県計画・市町村計画」)」に基づき、各種の施策を講じることとなっている。
- 過疎地域については、市町村ごとに「人口減少要件」及び「財政力要件」により判定され、本県では43市町村のうち、42市町村が過疎地域となっている。

本県過疎地域の状況

〈全部過疎〉 **36市町村** (下記市町村以外)

〈一部過疎〉 **6市** 鹿屋市 出水市 薩摩川内市 日置市 霧島市 始良市 (一部の旧町村のみ過疎地域)

※ **非過疎 1市** 鹿児島市 (旧桜島町は令和8年度までの経過措置あり)

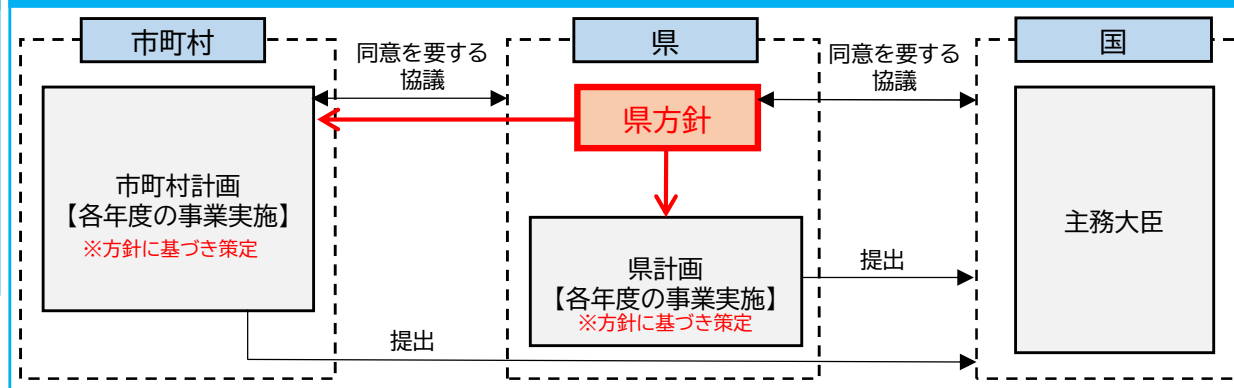
県方針の概要

- 「県方針」については、「過疎法」に基づき、県内過疎地域の持続的発展を図るための施策の方針を定めるものであり、県計画・市町村計画を策定する際の指針となるものである。
- 現行の「県方針」については、対象期間が令和7年度末までとなっている。引き続き、過疎地域における持続可能な地域社会の形成や地域資源等を活用した地域活力の更なる向上を図るため、社会経済情勢の変化等を踏まえた、新たな「県方針」を策定する。

県方針の対象期間

令和8年度～令和12年度(過疎法期限)

計画等の策定フロー図



県方針の構成及び主な内容 ※ 現行方針からの主な変更事項は赤字で記載

第1章 基本的な事項

- 第1節 過疎地域の現状と問題点
- 第2節 過疎地域持続的発展の基本的な方向
- 第3節 広域的な経済社会生活圏の整備の計画等との関連

第2章 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

- 第1節 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成の方針
- 第2節 移住・定住・地域間交流の促進
- 第3節 担い手となる人材育成

- 移住・定住の促進、地域おこし協力隊制度・特定地域づくり事業協同組合等の活用、空き家対策の推進、地域リーダー等の育成・支援、次世代をリードする人材の確保・育成に係る施策 など

第3章 産業の振興

- 第1節 産業振興の方針
- 第2節 農林水産業の振興
- 第3節 地場産業の振興
- 第4節 企業の立地対策
- 第5節 起業の促進
- 第6節 商業の振興
- 第7節 情報通信産業の振興
- 第8節 観光・レクリエーションの振興

- 農林水産業の振興、地場産業の振興、企業の立地対策、起業の促進、商業の振興、情報通信産業の振興、観光・レクリエーションの振興に係る施策 など
- 企業の「稼ぐ力」の向上に資するために各地域振興局・支庁に設置(R6.4)された「地域企業振興監」等に関する記載を追加
- 第4期観光振興基本方針(R7.3)の策定に伴い記載内容を修正

第4章 地域におけるデジタル化

- 第1節 地域におけるデジタル化の方針
- 第2節 デジタル化の推進

- 地域間・県民の間で格差のないデジタル化の環境づくりを図るための暮らし・産業・行政におけるデジタル化の推進、デジタル推進基盤の強化に係る施策 など
- デジタル推進戦略(R4.3)の策定に伴い記載内容を修正

第5章 交通施設の整備、交通手段の確保

- 第1節 交通施設の整備、交通手段の確保の方針
- 第2節 国道、県道及び市町村道の整備
- 第3節 農道、林道及び漁港関連道の整備
- 第4節 交通確保対策

- 過疎地域とその他の地域及び過疎地域内を連絡する国道・県道・市町村道の整備、農道・林道・漁港関連道の整備、地域の住民生活を支え、域外との交流を活性化するための交通確保対策に係る施策 など
- 県地域公共交通計画(R6.3)及び肥薩おれんじ鉄道沿線域公共交通計画(R7.6)の策定に伴い記載内容を修正

第6章 生活環境の整備

- 第1節 生活環境の整備の方針
- 第2節 簡易水道、生活排水処理施設等の整備
- 第3節 消防・救急施設の整備

- 簡易水道施設、生活排水処理施設等の整備、消防・救急施設の整備に係る施策 など
- 県廃棄物処理計画(R3.3)の改定に伴い記載内容を修正

第7章 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

- 第1節 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針
- 第2節 安心して子どもを生み育てるための対策
- 第3節 児童の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策
- 第4節 高齢者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策
- 第5節 障害者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

- 安心して子どもを生み育てるための対策、児童・高齢者・障害者の保健・福祉の向上及び増進を図るための施策 など
- かがしま子ども未来プラン2025(R7.3)の改定に伴い記載内容を修正

第8章 保健・医療の確保

- 第1節 保健・医療の確保の方針
- 第2節 保健の確保
- 第3節 医療の確保

- 地域保健に関する保健所及び保健センターの機能強化や保健師や栄養士等の確保、へき地医療拠点病院等の整備及び特定診療科に係る医療確保対策に係る施策 など
- 県保健医療計画(R6.3)等の改定に伴い記載内容を修正

第9章 教育の振興

- 第1節 教育の振興の方針
- 第2節 公立学校施設の整備等
- 第3節 集会施設、体育施設、社会教育施設等の整備

- ICT環境の整備推進や公立学校施設、集会施設、体育施設及び社会教育施設等の整備に係る施策 など
- 県教育振興基本計画(R6.2)の改定に伴い記載内容を修正

第10章 集落の整備

- 第1節 集落の整備の方針
- 第2節 集落の整備

- 過疎地域における集落機能の維持・持続的発展及び集落の再編整備に係る施策 など

第11章 地域文化の振興等

- 第1節 地域文化の振興等の方針
- 第2節 地域文化の振興等

- 地域に残る郷土芸能や伝統行事などの保存・継承、継承者や指導者等の育成など地域文化の振興等に係る施策 など

第12章 再生可能エネルギーの利用の推進

- 第1節 再生可能エネルギーの利用の推進の方針
- 第2節 再生可能エネルギーを利用した地域づくり

- 森林資源、畜産業、水資源、地熱資源、海洋エネルギー、風況など地域の特性を生かした再生可能エネルギーに係る施策 など
- 県再生可能エネルギービジョン(R5.3)の改定に伴い記載内容を修正

第13章 市町村間の広域連携等による地域活力の向上

- 第1節 市町村間の広域連携の促進
- 第2節 市町村等への行財政支援

- 連携中枢都市圏や定住自立圏など市町村間の広域連携の促進や人事交流などによる市町村等への行財政支援 など